

防災行政無線戸別受信機の 取り扱いについて

市では、台風や大雨時などに各世帯へ確実に防災情報を伝達するため、全世帯への戸別受信機設置を完了しました。
また、市内事業所への設置も行っています。(平成25年度内完了予定)
今回は、戸別受信機の取扱方法などについて説明します。
【問合せ】本庁防災安全課防災グループ ④(23) 5111(内線4922)

未設置の方へ

転入・新築などで、戸別受信機が未設置の場合は、防災安全課までお知らせください。

設置に要する経費は市で負担します。

設置済みの方へ

設置済みの場合で、放送が途切れる、雑音が入り聴きづらいなどの不具合がある場合は、お知らせください。

また、受信機を設置してある住宅を解体される場合には、必ず事前に連絡をお願いします。

受信機は市の備品ですので、大切に使用してください。

戸別受信機の機能

- ①市からの防災行政放送が聞けます。
- ②地区コミュニティ協議会からの放送が聞けます。

- ③自治会長から自治会員に対する放送が聞けます。
- ④直近の行政および地区コミュニティ協議会放送と自治会放送を、それぞれ3件分録音・再生することが可能です。(録音の古いものから再生します。)
- ⑤時報のみ音量調節ができます。

乾電池の交換をお願いします

受信機は、停電時の非常用電源として乾電池を装備していますが、消耗した場合、放送終了後に「電池を交換してください」と音声流れますので、乾電池(単三4個)の交換をお願いします。(各自で負担ください。)

なお、通常使用であっても約1年～1年半程度で消耗しますので、定期的な交換をお願いします。

特にブレーカーを落としたり、コンセントからプラグを抜くと、2日間ほどで消耗します。

前面パネルの取り扱いについて



- ①電源スイッチ
- ②電源ランプ
- ③受信ランプ
- ④統制ランプ
- ⑤音量つまみ
- ⑥時報音量選択機能
- ⑦自治会放送録音・再生機能
- ⑧行政放送録音・再生機能

- (赤)受信状態が悪い
- (消灯)待機状態

④統制ランプ
統制放送の受信中に点灯

*統制放送は、1人でも多くの方々に
対して確実に情報伝達することを目的とした放送です。

⑤音量つまみ
スピーカーの音量調節(音量を最小にしても無音にはなりません。)

⑥時報音量選択機能
スイッチを押すと時報の音量を選べます。

【表示ランプ】

- (消灯)音量つまみによる音量と同じ
- (緑)固定音量(最小音量)
- (橙)固定音量(緑より少し大きい)

⑦自治会放送録音・再生機能

*⑦⑧とも3回分の放送を録音・再生できる機能(新たな放送を録音すると、一番古い録音が削除されます。)

【再生ランプ】

- (消灯)録音なし
- (緑点灯)録音あり
- (緑点滅)再生放送中

*複数の録音を再生する場合、再生中にスイッチを押すと次放送へ飛ばすことができます。

国民年金の届け出はお済みですか

日本に住所がある20歳から60歳までの方は、国民年金(厚生年金・共済年金を含む)に加入しなければなりません。加入種別は左表の3つに分かれており、就職や退職、結婚などにより、年金の種類や保険料の納め方が変わるため、その都度、届け出が必要になります。

**こんなときには
届け出が必要です**

- ▼20歳になったとき
学生、自営業、アルバイトの方など
厚生年金や共済年金に加入していない方
- ▼【必要なもの】
▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
▼年金事務所から届いた書類
▼学生証の写しまたは在学証明書(免除申請する場合)
- ▼退職・退職したとき
会社や役所を退職・退職した20歳から60歳未満の方
- ▼【必要なもの】
▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
▼年金手帳(基礎年金番号)
▼離職・退職日が分かる書類(離職票や退職命令など)

被保険者の種類	対象者	届出先
第1号被保険者	・20歳以上の学生 ・農林漁業・商業などの自営業者やその家族(第2号・第3号被保険者に当てはまらない方)	市役所
第2号被保険者	会社員、公務員など	勤務先
第3号被保険者	会社員などに扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	配偶者の勤務先

配偶者の扶養からはずれたとき
扶養者本人の収入増や配偶者との離婚、または配偶者の退職・死亡により、厚生年金などに加入している配偶

者に扶養されなくなった20歳以上60歳未満の方

- ▼【必要なもの】
▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
▼年金手帳(基礎年金番号)
▼扶養されなくなった日が分かる書類

任意加入したいとき(60歳以降)

資格期間を満たしたい方や年金額を増やしたい方

- ▼【必要なもの】
▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
▼年金手帳(基礎年金番号)
▼預金通帳と届出印

【届出先】本庁保険年金課または各支所市民生活課

*20歳以上の方が就職したとき、結婚や退職で配偶者の扶養に入ったとき、配偶者が会社を変わったときは、就職先または配偶者の勤務先で手続きをしてください。

国民年金保険料の納付が 困難なときには

申請により所得に応じて保険料の

国民年金保険料の 納め忘れはありませんか

国民年金保険料を納め忘れのまま2年を超えると、これまでは保険料を納めることができませんでした。しかし、平成27年9月までの期間に限り、過去10年以内の納め忘れの保険料を納めることができる「後納制度」がご利用できます。(すでに老齢基礎年金を受給されている方は、ご利用できません。)

後納制度により保険料を納付するためには、事前に年金事務所へ申し込みが必要です。詳しくは左記までお問い合わせください。

【後納制度の利点】

▼将来受け取る年金額が増額できます。
▼年金の受給資格が得られる可能性があります。

【問合せ】国民年金保険料専用ダイヤル
0570(011)050